

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
不利益処分名	徳島市立青少年交流プラザの施設等の利用の承諾の取消し等	
根 拠 法 令	徳島市立青少年交流プラザ条例	
根 拠 条 項	第13条	
連 絡 先	公益財団法人徳島市体育振興公社(電話 654-5188)	
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 徳島市立青少年交流プラザ条例 (利用の承諾の取消し等) 第13条 指定管理者は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段により利用の承諾を受けた事実が明らかとなったとき。 (4) この条例、この条例に基づく規則若しくは教育委員会規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p> <p>(利用の承諾の制限) 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承諾しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 青少年交流プラザの施設又は付属設備(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)